

新しい地域づくりの担い手の育成に向けて

～今後の青少年教育施設の在り方について～

【答 申】

令和3年3月

沖縄県社会教育委員の会議

新しい地域づくりの担い手の育成に向けて（答申）

～今後の青少年教育施設の在り方について～

発行 令和3年3月

編集 沖縄県教育庁 生涯学習振興課

TEL: (098) 866-2746

FAX: (098) 863-9547

E-mail (代表) : aa317004@pref.okinawa.lg.jp

目次

はじめに ～審議に当たっての基本姿勢～	1
第1章 地域づくりに向けた本県の現状と課題	3
(1) 社会教育の歴史的背景と地域特性	
(2) 青少年の自立支援をめぐる現状と課題	
(3) 地域づくりに関する本県の現状と課題	
(4) これからの地域づくり	
第2章 これからの地域づくりに寄与する青少年教育施設の方向性	8
(1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方	
(2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方	
(3) 青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携・協働の在り方	
第3章 諮問事項に対する具体的提言	11
提言1 生涯学習行政・地域・学校等との連携・協働体制の構築を図る	
提言2 県立青少年の家及び生涯学習推進センターの行政組織上の位置づけを明確にし、施設の充実を図る	
提言3 次世代の地域の担い手を支援・育成する拠点としてのプログラム開発や環境整備を図る	
提言4 地域特性を活かした未来へ向けての地域づくりにつとめる	
提言5 県立青少年の家の中心とした広報活動の充実強化を図る	
結びに	16

※参考資料

1. 諮問文
2. 沖縄県社会教育委員の会議 名簿
3. 沖縄県社会教育委員の会議 審議経過
4. 調査①「教育支援センター(適応指導教室)の支援活動について」様式及び結果概要
5. 調査②「社会教育関係団体の現状と課題について」様式及び結果概要
6. 表「県立青少年の家の主催事業・自主事業・受入事業の内訳」

はじめに ～審議に当たっての基本姿勢～

人類はこれまで、狩猟社会から農耕社会、工業社会を経て現代の情報社会へと生産手段と社会構造の飛躍的变化を経て社会を発展させてきた。そして今、人工知能（AI）やビッグデータ、Internet of Things (IoT)等の先端技術があらゆる産業や社会生活に取り入れられるという新しい社会 Society5.0 の到来が予想されている。

このような時代の潮流の中、現在の我が国では、少子化による人口減少や人生 100 年時代といわれる長寿化、グローバル化など未だかつてない大きな変化の只中にある。地域社会においても、地域経済の縮小や地方財政の悪化、一人親世帯の増加等を背景とした貧困問題、地域の伝統行事等の担い手の減少、人と人とのつながりの希薄化による社会的孤立の拡大など様々な課題に直面している。また現在、新型コロナウイルス感染症の猛威が全世界を襲っているが、とりわけ青少年の日常生活面においては、人づくりの原点である体験活動の機会の減少や格差が課題となっており、これからのポストコロナ時代においては、新しい生活様式に対応した安心安全な自然体験活動の機会の充実が求められている。

平成 30 年 12 月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、誰一人として取り残すことのない住民参画による地域づくりをめざし、多様な主体と連携・協働を図りながら個人の成長と地域社会の発展を目指す「開かれ、つながる社会教育」という新たな社会教育の方向性を提唱している。

また、公民館や図書館、博物館など代表的な社会教育施設には地域の学習拠点としての役割に加えて、「『社会教育』を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」の充実に向けた役割も期待されている。

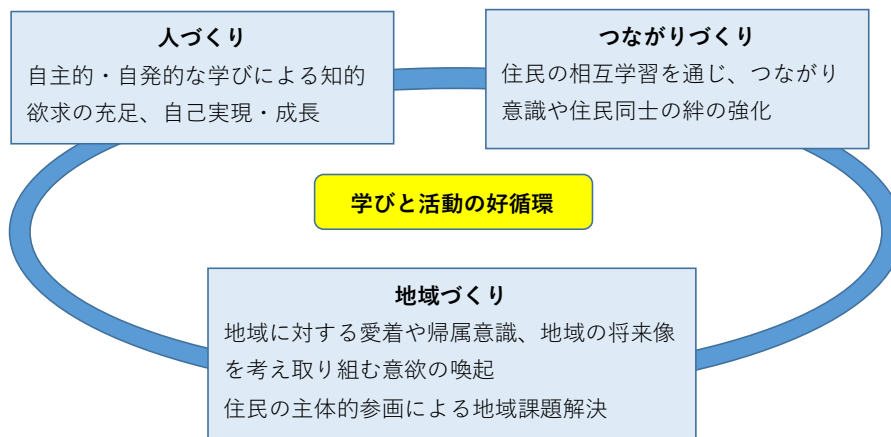


図1 「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりのイメージ図
(平成 30 年 12 月中央教育審議会答申・概要より)

中でも青少年教育施設に関しては、体験活動の機会と場を提供して青少年の健全育成を図るという従来の役割に加えて、引きこもりや非行少年の自立支援等の役割が期待されている。

青少年教育施設に関する明確な定義はないが、青少年を対象に研修事業や体験活動プログラムの提供、青少年の健全育成を推進する人材の育成を行うとともに、学校や青少年団体等の利用に供するために設置される社会教育施設というのが一般的な理解である。今回は答申の方向性を明確にするため、広範囲に及ぶ青少年教育施設のうち県立青少年の家を想定して

協議を深めることにした。

本県には県立青少年の家が6施設あり、すべてが指定管理者によって管理運営されている。これまで、財政の縮減が図られるとともに民間事業等のアイデアやノウハウを活用した新たな活動プログラムの提供といった成果が見られる一方、新しい生活様式に対応した安心安全な自然体験活動の推進をはじめ、前述の社会変化やニーズに応じた青少年の家の役割と在り方について検討する必要が出てきている。

表1 沖縄県立青少年の家（令和2年4月1日現在）

施設名称	所在地	指定管理者
名護青少年の家	名護市	(一財) 沖縄美ら島財団
糸満青少年の家	糸満市	学校法人 KBC 学園
石川青少年の家	うるま市	うるま市シルバー人材センター
玉城青少年の家	南城市	(一社) 沖縄じんぶん考房
宮古青少年の家	宮古島市	NPO 法人 ぼんず
石垣青少年の家	石垣市	NPO 法人 八重山星の会

地域づくりに関しては、「学社連携」・「学社融合」と表現される地域での学習機会の充実・改善を目指す生涯学習推進体制や、学校・家庭・地域の連携協力推進事業など、学校と家庭と地域の三者がそれぞれの役割を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制の整備が進められてきた。

そして、平成27年12月の中央教育審議会答申「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」では、これまで学校・家庭・地域の「連携・協力」と表現してきた三者の関係を、相互補完的な役割を果たし合う深化した地域づくりを目指して、学校・家庭・地域の「連携・協働」という表現に置き換えた。

また、学校を核とした協働の取組を通じて地域の将来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を推進することを示した。今後の地域づくりを審議するにあたっては、こうした流れを踏まえた審議を進めることにする。

審議の基本姿勢としては、まず来たる地域社会の大きな変化に対応するため、既存の社会教育システムを現状に即して見直し、課題解決のための新しい社会教育システムを再考する。そして新しい社会教育システムの中で、青少年教育施設の望ましい在り方を提示していく。取り分け、県立青少年の家は、諮問にある「青少年教育施設」の代表的なものであり、沖縄県の生涯学習実施機関としての役割が期待されている。本答申では、このような県立青少年の家の役割を踏まえ、諮問が要請している3点に焦点を絞ることにする。

答申をまとめるにあたっては、「社会に開かれた教育課程」を基本理念とする新学習指導要領や第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）をはじめとする県の方針、そして第六期沖縄県生涯学習審議会の第三次提言「青少年の健全育成を目指した学校と地域の連携・協働の推進に当たって」（平成29年11月）や沖縄県社会教育委員の会議による研究調査「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力に向けて」（平成31年1月）を踏まえる。

第1章 地域づくりに向けた本県の現状と課題

「地域」とは、一般的に居住地を中心として広がる一定の範囲の空間および社会のことを指す。居住する空間と社会だけに我々は何らかの関わりを常に持たざるをえない。そのため、望ましい地域像の実現に向けて、これまで数多くの取組が試行・実践されてきた。この章では、地域づくりに向けた本県の現状と課題として、まず沖縄の地域特性と他県に例を見ない本県の社会教育の歴史的背景を整理する。次に、これからの地域づくりを考えるにあたり今後更なる検討が必要である青少年の自立支援に関するこれまでの取組状況と今後の課題について触れる。最後に、地域づくりに向けたこれまでの社会教育分野での取組状況と課題についてまとめることにする。

(1) 社会教育の歴史的背景と地域特性

本県は、我が国でも希有な亜熱帯・海洋性気候のもと、豊かな自然に恵まれるとともに、独自の歴史的背景の中で育まれた世界に誇る素晴らしい文化を享有する県である。また、本県特有の自然・歴史・文化・地理的特性などは我が国とアジア諸国との関係を深化させる資源であり、本県は「平和の架け橋」としての大きな役割を担い貢献する可能性を秘めている。

本土復帰した昭和47年には、戦後27年間の米軍施政権のもとでの基地依存型輸入経済と称される経済構造を解決するため、3次30年の沖縄振興開発計画により社会資本整備を中心とする格差是正が、また沖縄振興計画においては民間主導の自立型経済の構築が、基本方向の一つとして位置づけられ、様々な施策が展開された。^{*1}

今日、こうした沖縄振興施策の積み重ねにより、本県は社会資本の整備、就業者数の増加、観光産業等の成長など、総じて着実に発展してきた。しかし、一人当たり県民所得の向上、失業率の改善、島しょ経済の不利性の克服は十分とはいえず、自立型経済の構築に向けて課題は依然として山積したままである。

まず人口に関しては、約9割が沖縄本島に居住し、特に那覇市を中心とした中南部に集中するなど地域偏差が見られる。また「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」によると、沖縄県の人口は2030年にピークを迎えたあと減少に転じ、2045年には65歳以上人口が2015年の1.3倍以上になると見込まれ、高齢化の進行が予想されている。

また沖縄県が平成27年に実施した「沖縄県子どもの貧困実態調査」によると、本県の子どもの貧困率は29.9%であり、全国平均16.3%を大きく上回っている。また高齢者による孤独死が増加しており、地域におけるつながりの希薄化が顕在化しつつある。

戦後27年間にわたるアメリカ占領下における本県の社会教育の歴史を振り返ると昭和20年6月23日に沖縄戦は事実上終結したが、その後間もない8月29日に米軍政府の諮問機関として沖縄諮詢委員会が設立され、中央機構の内部に文教部と文化部が設置された。戦後沖縄の社会教育は文化部を中心に展開され、その組織的位置づけから占領政策の宣撫工作的な性格が濃厚であったことがわかる。こうした背景のため、沖縄の社会教育は日本的体質の「社会教育」とは異なるアメリカ的な「成人教育」の側面が強かった。しかし、自治活動の拠点として自治公民館（字公民館）を自発的に建設したほか、子どもの健全育成を地域ぐるみで行う「教育隣組」の普及など沖縄独自の取組もみられた。また、当時の沖縄の社会教育活動を推進するにあたり社会教育主事の果たした役割は大きく、社会教育の中核的推進者として、

企画運営や社会教育関係団体の育成強化のほか、公民館、新生活運動等の事業に対する実践指導などにあたり、昼夜をかけて地域の社会教育の振興に尽力した。

こうした本土復帰前の地域ぐるみでの社会教育活動は、今日の地域活動においても影響を及ぼしているところがある。

(2) 青少年の自立支援をめぐる現状と課題

青少年は時代を写す鏡であるといわれる。昨今、本県における青少年のスポーツ面や文化面での活躍や学力の向上にはめざましく、目的意識を持って日々努力し、自己実現を図る青少年が存在する反面、生きる目的や自己の存在意義を見出せずに悩んでいる青少年がいるのも事実である。例えば、非行の低年齢化や深夜徘徊、飲酒補導が多い等、非行等問題行動は依然として深刻な状況にある。

沖縄県は、こうした青少年をとりまく問題を憂い、県民あげて 21 世紀を担うたくましい青少年の育成に取り組むための指針として、平成 12 年に「おきなわ青少年育成プラン～育て！ジブンナー21～」を策定した。このプランでは、大人が大人社会だけを創って満足するのではなく、次世代の「自己確認力・自己決定力」、創造性を導くような社会づくりをしていく必要性を訴え、沖縄県青少年育成推進施策に取り組むことで、創造力豊かなジブンナーの育成を図った。

こうしたプランをはじめとする青少年健全育成運動は年々成果を上げ、刑法犯少年・不良行為少年の人数は減少の一途を辿っている。しかし最近では、スマートフォン等をはじめとした様々なインターネット接続機器の急速な普及により、「見えない深夜徘徊」と称される深夜までの長時間利用に起因する生活リズムの乱れや SNS 等の利用に端を発する犯罪に巻き込まれるなど、新たな問題に直面している。

青少年を取り巻くこうした新たな問題は、家庭の教育力向上と切り離して考えることはできない。沖縄県教育委員会では、平成 26 年より家庭教育力促進「やーなれー」事業を立ち上げ、これまで行っていた「家～なれ～」運動を充実・発展する上で欠かせない家庭教育に関わる支援者の育成、保護者相互の交流や相談の場を設けるなどの活動を県全体で進めてきた。現在「家～なれ～」運動を中心に家庭・地域の教育機能の充実を図る施策を進めている。

また不登校に関しては、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すという支援のあり方が平成 28 年、平成 29 年の文部科学省通知等で示され、支援体制の充実が全国各地で推進されている。本県でも各地で適応指導教室が開設されており、41 市町村教育委員会や県適応指導教室「てるしの」、島尻教育研究所の適応指導教室「しのめ」を対象に実施した調査①「教育支援センター（適応指導教室）の支援活動について」によると、市町村で教育支援センター（適応指導教室）を設置しているのは 15 市町と 2 施設となっている。

その他にも、社会に適応できない青少年を支援する NPO が設立され、民間での青少年の自立支援活動が行われている。

最近では、中高年の引きこもりの子と高齢の親が困窮する「8050問題」が本県でも問題視されている。

(3) 地域づくりに関する本県の現状と課題

本県では、これまで自分の住む地域を大切にし、地域の活性化に向けた取組が様々な形で行われてきた。まず、自治会とともにコミュニティづくりに取り組む社会教育関係団体に関しては、事務局が実施した調査（調査②「社会教育関係団体の現状と課題について」）によると、会員数減少、役員のみならず手不足、予算状況などを課題とする回答が多かった。会員数の減少に伴う収入減の補填策の一つとして資金造成のイベントを開催している団体もあり、団体の存続を目的とする事業を実施しなければならない現状があることや施設利用料金面での負担感を指摘する団体もあった。また各団体の会長に関しては、いずれも職指定の別公務が多く、会長の負担が大きいことが散見される。各団体の支部においても、会員数の減少のほか、上部団体からの協力事業に負担感を感じ役員のみならず手が少ないなどの課題がある。

また、地域の社会教育活動の支援をおこなう社会教育主事に関しては、平成26年の生涯学習推進センターの調査によると、市町村の社会教育主事の発令状況は低調に留まる。また、生涯学習・社会教育主管課への配属が有資格者全体の30%であるほか、勤務期間が短いなどの課題も指摘されている。

地域住民と行政を結ぶパイプ役を務める社会教育委員に関しては、市町村における設置状況は全41市町村中38市町村である。未設置の自治体は人口1万人未満であり、委員のみならず手がいないとの理由で社会教育委員を設置出来ない自治体もある。また市町村社会教育委員の活動状況においても地域格差がみられ、会議を開催していない自治体の中には予算が削減されているところもある。市町村の社会教育委員には県の社会教育委員には与えられていない青少年教育に関する指導的機能が社会教育法で定められている。このことから、次世代の人材育成に向けた青少年の健全育成を図るにあたり、市町村の社会教育委員の果たす役割は大きいといえる。

また、地域の活性化には地域行事は欠かせない。中でも地域の祭りは住む人々の心を鼓舞し、地域をまとめる大きな役割を果たす。本県では、エイサーや綱引き、豊年祭など多種多様な祭りが伝統行事として県内各地で傳承されている。しかし、宮古島や石垣島など都市化の進む離島はもとより、小規模離島・過疎地域の中でも少子化や高齢化により、地域の伝統行事が消失しているところもある。こうした流れに対して、県内各地では地域行事の繼承を工夫したり、一度は消失した伝統行事を復活させたり、新たな行事を立ち上げることで課題の解決を図っている。

さらに近年では、全国各地で様々な自然災害が起きていることもあり、防災に対する意識が高まり、地域ぐるみで防災に関する取組を行うことで地域に住む人々のつながりづくりを図る動きもみられる。本県は自主防災組織カバー率が全国最下位ではあるが、楽しみながら防災知識を身につけることを目的とする「防災キャンプ」が実施されているほか、区民対象の防災学習会や地域住民と高校生が避難所運営について対応策を考える防災教室が開催されるなど、防災を通じた地域づくりが進みつつある。今後は、自治会等を活動の拠点とした地域づくりを進めるにあたり、自主防災活動を重要な切り口と位置づける積極的な視点が必要である。

次に、「学校を核とした地域づくり」を目指す地域学校協働活動^{※2}とコミュニティ・スクール^{※3}の導入状況について触れておきたい。沖縄県教育庁生涯学習振興課が取りまとめた

「2019年度（令和元年度）地域学校協働活動推進事業 実施状況一覧」によると、地域学校協働本部を設置している市町村の小学校や中学校においては、地域の実情に応じて登下校の安全指導や読み聞かせ、学習支援、学校行事支援、地域の方によるクラブ指導などが行われていることがわかった。

コミュニティ・スクールを含む多くの学校では、地域と共に地域の青少年を育てる特色ある取組が行われており、中には校舎跡地を農園として利活用し、地域ぐるみで「ふれあい農園」の活動等を行っている小学校もあった。この活動を機に、各自治会に子ども会が結成され、畑の水やり等を子ども会が中心に行う等、自治会内の児童の健全育成につながっている。

また県外の事例を挙げると、福岡県春日市では、各種補助金を「まちづくり交付金」として一本化することで各自治会の自由裁量による活用が可能となり、子ども達が参加・参画する取組が生まれている。こうした取組の結果、新たな動きとして自治会連合会の設立がみられ、単位自治会では解決しにくい課題を連合会で組織的に対応していく体制が構築されている。その他熊本県では、防災及び災害時の対応等に視点を置いた地域連携を推進する防災型コミュニティ・スクール制度を導入している。

こうした学校と地域との連携・協働の機運は本県でも高まり、コミュニティ・スクールの導入も少しずつ進んでいる。今後は、学校支援地域本部事業で協力していただいた地域コーディネーターや学校支援ボランティアが、引き続き地域学校協働活動推進員（以下「推進員」と略記）^{*4}やボランティアとして地域学校協働活動推進事業に協力していただくことが期待される。しかし、自治体の中には人材確保を課題として挙げるところがあり、今後は、県や市町村で推進員を養成する講座を設定する等、様々な方策を検討する必要がある。

また、応援したい市町村へ寄付を行う「ふるさと納税」制度が多く各市町村で導入されており、応援したい事業の一つとして「町の活性化に関する事業」や「青少年の育成に関する事業」を設定している自治体がある。魅力ある地域づくりを推進するにあたり、こうした制度の充実を図ることも大切である。

最後に、本県における今後の地域づくりを進めるにあたり、県民が自らの未来のあり方を描いた長期構想「沖縄 21 世紀ビジョン」にも触れておく必要がある。このビジョンで掲げる将来像の一つである「多様な能力を發揮し、未来を拓く島」実現に向け各種施策を展開しているが、ここでも健全な青少年育成のための体験活動等の充実や、「地域の子は地域で守り育てる」ことを基本姿勢に、学校、家庭、地域が一体となって子どもを育てる体制づくりの必要性が課題としてあげられている。また「はじめに」でもふれた Society5.0 時代という新しい時代の到来を目前に控え、未来を切り拓く多様な知識を創造する人材やそれらを生かして社会課題を解決する環境整備を整えたり、ビジネスを創造したりできる人材が求められている。新しい地域づくりの担い手の育成を考える上で着目すべき視点といえよう。

（４）これからの地域づくり

これまで述べてきた多様で複雑な課題と向き合い、一人一人がより豊かな人生を送り、誰一人として取り残さない地域をつくるためには、まず自分の住む地域の歴史・文化や課題を知り、地域への愛着と当事者意識を高めることが必要である。こうした取組を行うことは、地域住民や地域に関わる人たちの地域の課題解決に向けた意欲を喚起することにつながる。

そして地域住民や地域に関わる人たちが望ましい地域の将来像を描き、その実現に向けて一人一人が学び、能力を向上してその成果を地域に還元し、多様な人々と協力して地域の課題解決に取り組むことが必要である。他者と協働して達成感を得る経験を重ねることは自己肯定感を高めるだけでなく、地域住民の絆づくりにも繋がる。

しかし、本県では潜在的な経済格差があることから、それが家庭間の情報格差や子供同士での体験格差に結びつく可能性も否定できない。格差是正という本県の課題の一つも含め、これからの地域づくりに社会教育施設がどう関わりをもつのかは重要な検討課題といえる。

諮問の対象である青少年教育施設に関して言えば、まず、比較的安価で自然体験活動や研修活動、集団宿泊を行うことができる「施設」という物的資源と野外活動の指導能力を有する「指導系職員」という人的資源を活かした関わり方を検討する必要がある。

次章では、こうした地域づくり像実現に寄与する青少年教育施設の今後の方向性をまとめることにする。

※1（3頁） 沖縄振興開発計画とは、昭和46年12月30日に可決・成立した沖縄振興開発特別措置法に基づき、策定された社会資本の整備を目的とする内閣府主導の計画であり、3次30年間にわたり策定され沖縄振興の各種施策が展開された。その後、沖縄振興開発計画が終了するにあたり、沖縄の独自性・特性を生かす自立的発展の基礎条件の整備をはかるため、平成14年7月に内閣総理大臣によって決定されたのが沖縄振興計画であり、平成23年度までの10年間を計画期間とした。

※2（5頁） 地域学校協働活動

幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことである。令和元年度末の本県における地域学校協働活動推進事業を実施している自治体は21市町村である。

※3（5頁） コミュニティ・スクール（CS）

学校運営協議会を設置している学校のことである。教育委員会から任命された保護者や地域の住民が学校運営の基本方針を承認する。学校運営について意見を述べる、教職員の任用に関して意見を述べる等の、一定の権限と責任を持って学校運営に参画することができる仕組みである。令和元年度末の本県におけるCS導入自治体は、名護市、うるま市、沖縄市、読谷村、宜野湾市、糸満市の6市村である。

※4（6頁） 地域学校協働活動推進員

社会教育法9条の7では、地域学校協働活動を推進しようとする教育委員会の施策に協力して、地域住民と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言その他の援助を行う人材として、地域学校協働活動推進員が委嘱できることも追加された。

第2章 これからの地域づくりに寄与する青少年教育施設の方向性

(1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方

地域への愛着や当事者意識を高めるためには、県民一人一人が生涯にわたり、ライフスタイルに応じて「いつでも、どこでも、だれでも」地域の歴史・文化や課題等について学習することができるような生涯学習社会を実現する必要がある。

本県の教育目標の一つに、「学校・家庭・地域社会の相互の連携及び協力のもとに、時代の変化に対応し得る教育の方法を追究し、生涯学習社会の実現を図る」というのがあるが、この目標実現の中心的役割を担うのが県教育庁生涯学習振興課である。当課では生涯学習の振興を図る施策の推進を図るとともに、公民館や図書館、青少年の家などの社会教育施設を所管し、生涯学習の充実・発展に努めている。また、各管区における社会教育についての指導に関する事務は各教育事務所が担当しており、県内全土にわたり生涯学習を推進する体制が整えられている。

また県全域の生涯学習の情報拠点として平成16年4月に設置された生涯学習推進センターでは、国や県、市町村等の関係機関等とのネットワーク形成、連携強化を図りながら、生涯学習情報の収集・提供や学習機会（講座等）を提供し、県民の自主的な学習活動を支援している。

生涯学習推進センターではおきなわ県民カレッジ^{※5}を開設し、県教育委員会が実施する主催講座のほか、連携機関である市町村教育委員会や県立青少年の家などの社会教育施設で実施する講座を連携講座として県教育委員会が認定し、多様な学習機会を県民に提供している。

県立青少年の家は、「沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例」第1条において、「健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興に資すること」を目的として設置されている社会教育施設であり、青少年及び青少年教育指導者、その他の青少年教育関係者の研修・体験活動での利用を受け入れている。

各青少年の家においては、「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」に基づき、県の施策を推進する主催事業を企画・実施している。今後は、地域の魅力発見や課題解決型の事業など、新しい地域づくりの担い手の育成を図る活動プログラムをこれまで以上に研究する必要がある。また、青少年教育、野外活動、レクリエーション等の指導能力を有する指導系職員の確保も課題の一つとなっている。

県立青少年の家に関しては、各地区の生涯学習推進センターとして活用することが当計画の中で求められているが、各地区の生涯学習推進センターとしての役割を担っているのは各教育事務所であり、再度整理する必要がある。

さらに Society5.0 時代という新しい時代に即応できる施設の改善を「沖縄県立青少年の家個別施設計画」に反映し、整備面の充実を図ることも必要である。

(2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方

(1)でも触れたように、健全な青少年の育成を図り、もって社会教育の振興を図ることが県立青少年の家の設置目的である。

この視点から考えると、青少年の自立支援に関する課題を解決するためには、青少年の家の宿泊機能や設備、活動プログラムを活かして次世代のリーダー育成を図る宿泊研修などを

企画するほか、青少年教育施設に所属する指導系職員が学校や地域へ出向き、職員のノウハウを活かして教育活動を支援することも検討する必要がある。

また、体験活動は幼児児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上などが期待され、不登校児童生徒に対する多様な教育機会の一つとして、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であるとの指摘がある。

前述した調査①「教育支援センター（適応指導教室）の支援活動について」によると、教育支援センター（適応指導教室）において行う支援活動の中に体験活動を取り入れているのは13市町と2施設であることがわかった。体験活動の内容としては、文化的・芸術的活動、自然体験活動、スポーツ活動が多い。

また、「近隣の青少年の家が市町村と連携して体験活動を支援する体制が整った場合、当該施設を利用しますか」という質問に対しては、28の市町村、2施設が「利用する」と回答があった。「どのような連携や体験活動を望みますか」という質問に関しては、「日帰りでの自然体験」や「心因性による不登校児童生徒が多いので、人との関わりが少ない活動（もの作り、パソコン教室など）から徐々に関わる機会を増やす」、「同年齢、異年齢との共同体験（登山、キャンプ、その他レクリエーション）を通して望ましい対人関係等を身につけさせたい」、「調理など教室では施設が整備されていないので出来ないもの」など、不登校児童生徒の特性に応じた体験活動を要望する意見が多かった。

一方、「利用しない」と回答した市町村においては、理由として「職員不足」、「利用したいが、離島であるため難しい」、「遠隔地のため、送迎が難しい」、「対象児童生徒がいない」などの回答があった。

以上の調査結果を踏まえると、対象となる施設や児童生徒等の適性に応じて、県立青少年の家で宿泊・自然体験活動を行うほか、指導系職員が対象施設へ出向き、クラブトワークや野外炊飯等の指導を行う取組が有効であると考えられる。

また、各青少年の家の主催事業や自主事業、受入事業を調査したところ、学校や社会教育関係団体、NPOなど多様な団体が施設を利用していることがわかった（表「県立青少年の家の主催事業・自主事業・受入事業の内訳」を参照）。青少年の家においては、今後、市町村教育委員会・県教育委員会・知事部局との連携を図り、「支援から連携・協働へ」の方向性を明示して取組を推進する必要がある。

（3）青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携・協働の在り方

教育は単に学校だけで行われるものではない。全ての教育の出発点が家庭であり、全ての子どもたちの生きる力の資質や能力を身につける場が学校である。そして、全ての子どもたちにとって実生活・実社会について体験的・探究的に学習できる場が地域であるといえる。

今後の地域づくりにおいては、学校が地域と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子どもたちを育む「社会に開かれた教育課程」を推進していくことが求められる。他方、地域の大人たちが学校や保護者と力を合わせて子どもたちの学びや育ちを支える活動を行うことで地域の絆は強まり、主体的に地域づくりに参画するようになることが期待できる。

地域住民が主体的に地域づくりに参画するためには、例えば地域で活躍する社会教育関係団体やNPO、企業、大学などを構成員とする「地域づくり連絡協議会」を設置し、望ましい

地域像について協議し、その実現に向けて行事の新設・精選を図り、団体同士で連携・協働できるものは合同で実施するなど、重なりがないよう調整することも考えられる。

地域づくりの手はじめとして、自治会を中心に自主防災組織づくりに向けた取組を推進することは有効である。その際、地域の全ての子どもたちにこうした取組に関わる役割を持たせ、地域に住む一員としての自覚を育む工夫が必要である。

また、地域で子どもたちの体験的・探究的学習を行う際、「持続可能な開発目標（SDGs）」の理念「誰一人として取り残すことのない」という視点から、保護者が同伴できない家庭の子どもも参加出来る仕組みを検討する必要がある。

青少年の健全育成をはかる取組の輪は教育機関だけにとどまらず、福祉機関や企業、NPOなどにも広がっている。例えば、玉城青少年の家は、指定管理者が福祉所管課の下にある児童館を運営する団体であり、当施設を介して福祉と社会教育との連携・協働がみられる。また糸満青少年の家では、福祉系コースのある高校の生徒や大学生、そして県内外の福祉関係の企業やNPOを対象に2泊3日の日程で沖縄県高・大・地域連携福祉研究会を開催し、基調講演やディスカッション、ブース体験を通してこれからの福祉社会のあり方を考えている。

地域の特性や取組の趣旨に応じて、こうした多様な主体との連携・協働を図ることは、取組の教育的効果や波及効果を高めることになる。

こうした地域・家庭・学校と青少年教育施設との連携・協働が円滑かつ効果的に推進していくためには、本県の社会教育に関する指導をおこなう各地区の教育事務所と青少年教育施設間での連携・協働も欠かせない。今後は、両者間の組織体制の再構築も視野に入れた方策が求められる。

※5（8頁）おきなわ県民カレッジ

おきなわ県民カレッジの講座は、県教育委員会が実施する主催講座と連携機関が実施する連携講座がある。

主催講座は、以下の三つに分類されている。

- （1）美ら島沖縄学講座：県教育委員会が実施機関。沖縄学をテーマに実施する講座。
- （2）広域学習サービス講座：各教育委事務所が実施機関。地域に根ざしたテーマで実施する講座。
- （3）学校開放講座：県立学校等が実施機関。学校施設を開放して実施する講座。

また連携講座とは、国や県関係機関、市町村教育委員会、大学、公民館、図書館等が実施するおきなわ県民カレッジの連携講座として認定された講座のことである。

第3章 諮問事項に対する具体的提言

本県の現状と課題を踏まえて、当会議では以下の諮問事項に対して、具体的に提言する。

諮問事項

- (1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
- (2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
- (3) 青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携、協働の在り方について

(1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方について

～「つながり」づくり～

提言1 生涯学習行政・地域・学校等との連携・協働体制の構築を図る

生涯学習社会の実現に向けて、県民に多様な学習機会を提供することは大切である。またこれからの地域を創る上で、地域理解を深めることや後継人材を育成する仕組みを構築することは意義のあることである。

県立青少年の家においては、各施設の事業をおきなわ県民カレッジの連携講座として登録を推進するとともに、「生涯学習マップ」の作成に取り組み、活用する。

「学校を核とした地域づくり」を推進する上で、地域と学校をつなぐ調整役として「地域学校協働活動推進員」（推進員）の果たす役割は重要である。推進員をなじみやすい愛称に統一するとともに、推進員の養成講座を企画・実施する。

おきなわ県民カレッジは県教育委員会が主体となり、生涯学習社会の実現に向けて、国、県、市町村や大学、民間教育事業者等と連携・協働して、多様な学習機会を県民に提供している。

また、県立青少年の家の主催事業は「第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）」を踏まえた事業であり、本県における生涯学習を推進する事業として位置づけられている。

このことから、県立青少年の家の主催事業をおきなわ県民カレッジの連携講座として登録し、両者の連携体制をより充実させることは、「いつでも、どこでも、だれでも」生涯にわたり学習できる生涯学習社会を推進することにつながる。

「地域に生きる・地域に学ぶ・地域を守る・地域住民の絆を創る」ことが求められている。これからの地域を創る上で、自らが住む地域を知ることは必要なことであり、人材育成の面でも重視しなければならないことである。そのためには、各地域の実態に即して地域の歴史や自然・文化などの魅力を取り入れた「生涯学習マップ」や「防災マップ」を作成する取組は教育的効果が高いと考える。

なお作成に当たっては、県立青少年の家の研修事業（主催事業）の一つとして位置づけ、当施設の職員が地域住民やその地域に関わる人たちの相互学習を促す役割を担うことが求められる。

文部科学省は、「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）と地域学校協働活動を一体的に推進する「学校を核とした地域力強化プラン」を策定している。地域とともにある学校に転換するための仕組みとしてのコミュニテ

ィ・スクールと、社会教育体制としての地域学校協働本部が両輪となり、地域を牽引する体制の構築を求める国の動向を踏まえると、推進員の果たす役割は今後ますます重要なものとなる。

しかし、「地域学校協働活動推進員」という正式名称が一般名称として定着することは難しいと予想される。委嘱状等の公的な文書では正式名称の明示が求められるが、推進員の役割の重要性を踏まえると、なじみのある愛称をつけたほうが地域住民への認知度は高まり、推進員の活動が円滑に進むことが期待できる。

また推進員にとっての課題の一つである後継者不足を解決するためには、推進員養成講座を企画・実施することが大切である。例えば、県の生涯学習推進センターが実施するおきなわ県民カレッジの中に推進員養成講座を開設し、地域学校協働活動やコミュニティ・スクール制度に関する国の動向や県の施策、実践例を学ぶ機会を推進員希望者に提供する。そして講座修了後は、趣旨に賛同する修了生を人材リストに登録する方策などが考えられる。

提言2 県立青少年の家及び生涯学習推進センターの行政組織上の位置づけを明確にし、施策の充実を図る

おきなわ県民カレッジの主催事業「広域学習サービス講座」を県立青少年の家に移行する。その際、各教育事務所の社会教育主事もしくは生涯学習コーディネーターを県立青少年の家に配置し、県教育庁生涯学習振興課の組織図に県立青少年の家を位置づける。

おきなわ県民カレッジの主催講座の一つとして「広域学習サービス講座」があり、各教育事務所が地域に根ざしたテーマで企画・実施している。内容によっては県立青少年の家と連携して取り組むことで教育的効果が上がるものも含まれている。

各教育事務所においては、各管区の青少年の家の主催事業のうち、当講座の目的に即した事業を「広域サービス講座」として認定することで、事業の周知や講座内容の充実に資することが期待できる。

各地区で生涯学習の振興を図るにあたっては、各教育事務所の社会教育主事もしくは生涯学習コーディネーターを県立青少年の家に配置することは意義のあることである。こうした措置を行うことで、社会教育主事の役割や地域の生涯学習の拠点としての県立青少年の家の役割が明確になることが期待できる。また、指導系職員の確保が課題となっている県立青少年の家にとっては、社会教育に関する専門的知見を有した社会教育主事が配置されることで、新しい地域づくりの担い手の育成を図る活動プログラムの開発が推進することが期待できる。配置にあたっては、県の生涯学習振興課の組織図に県立青少年の家を明記するなど、当施設の位置づけを明確にしておく必要がある。

以上の点に加えて、各地区における生涯学習を充実・発展するためには、全市町村での社会教育主事の配置が欠かせない。県教育委員会においては、引き続き全市町村における社会教育主事の設置に向けた取組を推進していただくとともに、社会教育士の養成を担当する生涯学習推進センターにおいては、地域に住む社会教育士と市町村の社会教育主事をつなぐネットワーク体制の構築を図ることが求められる。

(2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方について

～「人」づくり～

提言3 次世代の地域の担い手を支援・育成する拠点としてのプログラム開発や環境整備を図る

地域の歴史や文化、自然を探訪する取組や地域の課題解決を参加者で考える取組、キャリア教育を推進する取組を各青少年の家の事業として企画・実施する。

また、適応指導教室や国立沖縄青少年交流の家等と連携を図り、青少年の家の施設と活動プログラムを生かした自立支援プログラムを開発する。

現在、テーマ型の地域探訪や地域の伝統芸能の体験講座が各自治体で企画・実施されている。比較的安価で利用できる施設と野外活動に関する指導能力を有する指導系職員を備えた青少年の家でこうした取組を企画・実施することは、誰でも参加することができ、誰もが新しい地域づくりの担い手になることが期待できる。

また各青少年の家では、小学校高学年を対象とする通学合宿やチャレンジキャンプ事業を実施している。新しい地域づくりの担い手を育成する上で、地域巡検や協調性を育む活動プログラム、自分の住む地域の課題解決に向けたワークショップなどを取り入れたリーダー研修を企画することは望ましいことである。

沖縄県子ども会育成連絡協議会でもジュニアリーダー・上級ジュニア研修を実施しているが、こうした社会教育関係団体による取組を青少年の家との連携事業とし、関係者だけでなく広く参加を呼びかけることは、当団体の活性化だけでなく、次世代の地域の担い手を数多く育成することが期待できる。また、こうして育成した人材を地方自治体が登用するといった長期的人材育成プランを計画することは、自治体にとっても有効な施策と考えられる。

高校生に関しては、卒業後、すぐ社会人としての人生を歩む者がいる。それを踏まえ在学中に実践的な職業能力と幅広い職業観を育成するキャリア教育プログラムを開発する必要がある。県立青少年の家は宿泊的機能を備えており、宿泊を伴いながら時間をかけて協議することができる。高等学校と連携して、当施設を有効活用したキャリア教育事業を企画・運営することで高い教育的効果が期待できる。

調査①「教育支援センター（適応指導教室）の支援活動」によると、支援活動の大半に体験活動が取り入れられており、連携内容として不登校児童生徒の特性に応じた体験活動を要望する意見が多く見られた。

こうした意見を踏まえ、県立青少年の家は近隣の適応指導教室の担当者等と連携をはかり、専門家の助言を得ながら、施設や活動プログラムを生かした施設独自の自立支援プログラムを開発することが求められている。

また、国立沖縄青少年交流の家の事業「いきいき自然体験キャンプ」と関連付けて、短期間の自立支援事業を企画・実施することは、対象幼児児童生徒一人ひとりの個性に応じた多様な支援活動を行うことに繋がり、教育的効果は高い。

対象幼児児童生徒によっては、施設への来所が困難な場合が予想される。どんな幼児児童生徒にも青少年の家の体験活動に参加してもらおうという視点から考えると、青少年の家の職

員が適応指導教室等に出向いて、クラフト工作や野外炊飯などの体験活動を行うことが望ましい。

このように、青少年の家は次世代の地域を担う青少年を支援・育成する拠点として、その役割がますます重要になっている。しかし、県立青少年の家は全6施設とも指定管理者によって管理運営されていることから、運営主体の非永続性や指導系職員の確保など慢性的な課題を抱えている。また施設の老朽化が著しく安全面で課題を抱える施設もある。施設再建の際には前述の事業推進に適した施設計画を策定するとともに、関心・意欲のある若い世代の雇用や社会教育関係職員の配置といった環境整備を進める必要がある。

(3) 青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携、協働の在り方について

～「ジンプナーが創る地域」づくり～

提言4 地域特性を活かした未来へ向けての地域づくりにつとめる

地域^{*6}の基本単位であるコミュニティ域から広域までの各層位において、社会教育関係団体や福祉機関、NPO、企業、大学などで地域づくり連絡協議会を組織し、地域づくりという視点のもと、各層位での課題解決に向けてお互いの事業を再確認し、精選・連携を図る。

第1章(4)で述べたように、これからの地域づくりには、地域に関わる者一人一人が地域への愛着と当事者意識を高めること、そして自らの知識・能力を活かしながら多様な人々と協力して地域の課題解決に取り組むことが必要である。つまり、我々一人一人がジンプナーとして成長することが求められるのである。石垣市白保では、地元の歴史・文化について理解を深め、学びを通して地域のコミュニケーションを深める目的で「白保学講座」を開催し、地元住民に地域への理解・愛着を高める取組をおこなっている。

コミュニティ域で地域づくりを進めるためには、例えば、自治公民館がコミュニティの維持と持続的発展を推進するセンター的役割を担う取組や、自主防災組織づくりに向けた取組から始めることも考えられる。なお、コミュニティ域で地域づくりに向けた取組を行う際、地域の全ての子どもたちに役割を持たせ、地域に住む一員としての自覚を育む工夫が必要である。取組の中で野外炊飯や仮設テント設営など体験活動を伴うものがあれば、専門的指導能力を有する県立青少年の家の職員を派遣することは意義あることである。

また、市町村域や広域で未来を見通した地域づくりを進めるためには、その話し合いの場、役員研修の場として県立青少年の家等の社会教育施設を活用すべきである。また、連絡協議会を設置するにあたっては、各地域の学力向上推進委員会を連絡協議会に改編するなど、既存の組織体制を継承・発展する方向で進めることが望ましい。

自治体によっては、児童生徒数の減少に伴う学校の統廃合によりコミュニティの衰退を懸念する声が上がっている。こうした自治体においては、例えば閉校した学校施設を体験交流施設や図書館などの社会教育施設や社会教育活動に関連した資料館に転用するほか、社会教育活動に従事する関係団体やNPOなどの事務所を置くことで「社会教育」を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりを推進することができる。

なお、連絡協議会を運営するにあたっては、長期的・組織的な視点で連絡・調整するコー

ディネーター的機能が必要である。コミュニティ域であれば推進員が、そして市町村域であれば、地域の実情をよく知る市町村の社会教育主事がコーディネーター役を担うことで、持続可能な地域づくりや「地域学校協働活動」の更なる推進が期待できる。今後は、自治体の職員採用試験で「社会教育主事（社会教育士）」という採用枠を設定するなど、積極的な人材登用を図るべきである。広域の場合、提言2で指摘した教育事務所の社会教育主事や生涯学習コーディネーターが連絡協議会のコーディネーター役をつとめることが望ましい。担当地域のニーズを把握し、地域の教育力向上につながる「広域学習サービス講座」を企画・実施する上でも大きな成果が期待できる。

※6（14頁） 地域とは、一般的に居住地を中心として広がる一定の範囲の空間および社会のことを指す。しかし、地域との関わりは人それぞれであり、日常生活から仕事、趣味等によってその範囲は異なる。ここでは、地域を以下の4層位に分けておくことにする。

- 第一層位・・・コミュニティ域（自治会から小中学校域レベル）
- 第二層位・・・市町村域（各市町村レベル）
- 第三層位・・・広域（各地区レベル）
- 第四層位・・・県域（全県レベル）

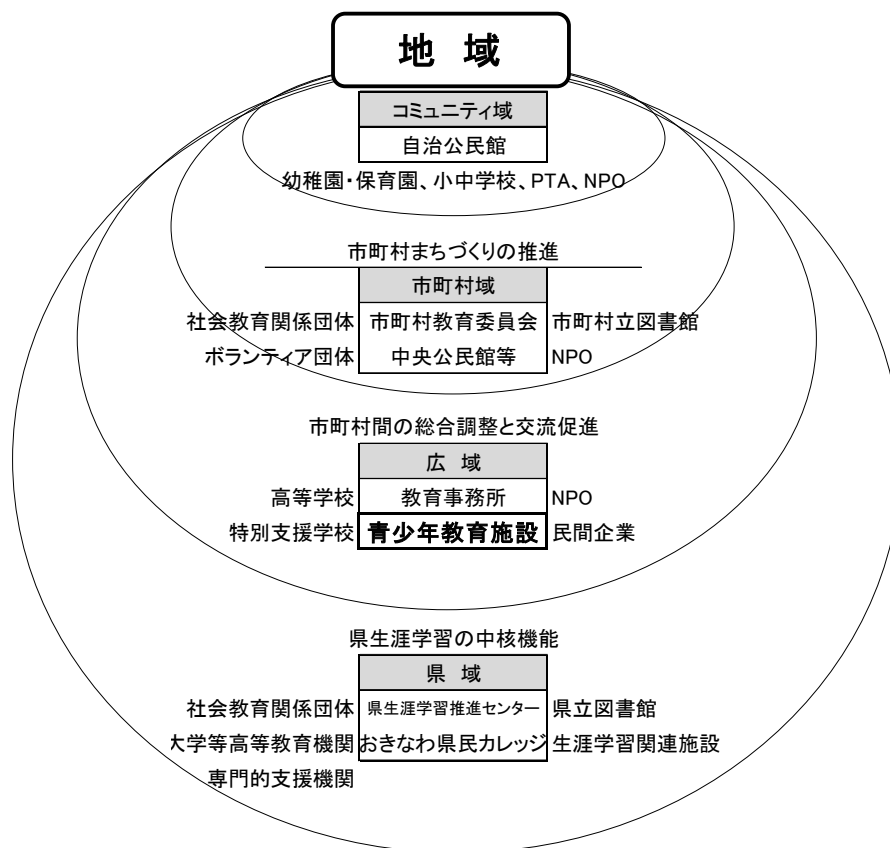


図2 「地域」のイメージ図

（出典：第4期沖縄県生涯学習審議会答申「時代の変化に対応する本県生涯学習施策の方向性について～「次代を担う青少年」を育む地域づくりに向けて～」平成17年7月）

提言5 県立青少年の家を中心とした広報活動の充実強化を図る

愛称を募集して「まなびの家（〇〇青少年の家）」と表記するなど、誰もが気軽に利用しやすくなる施設として周知を図ること。

また ICT 等の活用や紹介冊子の刊行などは、地域づくりに資する各青少年の家の事業や活動プログラムの周知を図る上で意義のあることである。地域のニーズに応えた青少年の家の活用が期待できる。

本県の人口は全国一高い出生率に支えられ、総人口は当面増加を続けるものの、年少人口及び生産年齢人口は既に減少傾向にあり、2030年から2035年にかけて総人口が減少する局面を迎えると予想されている。

このように着実に少子高齢化に向かう本県の現状と、生涯学習の推進施設として活用が進みつつある県立青少年の家の役割を踏まえて考えると、青少年だけでなく幅広い年代層の人たちに開かれた県立青少年の家像を模索することも必要である。

また、県立青少年の家は比較的安価で自然体験活動や宿泊活動、研修活動が出来るにもかかわらず、必要とされる関係機関や家庭に周知が行き届いていないという課題がある。

こうした現状に鑑みるに、対象者の情報入手方法などを調査して SNS 等を活用した告知を進めるほか、事業の紹介冊子を刊行・配布することは有意義なことである。

結びに

本答申は、平成31年4月に沖縄県教育委員会から「新しい地域づくりの担い手の育成に向けて」との諮問を受け、住民参画による地域づくりに向けて青少年教育施設が果たす役割と在り方についてとりまとめたものである。今回の諮問は、本県が今後直面する少子高齢化や地域におけるつながりの希薄化などの諸課題を解決するため、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環を図る生涯学習社会を推進する施設として青少年教育施設を位置づけ、地域の教育機能充実に向けた青少年教育施設像を提示するためと理解している。当会議では三項目の諮問に対し、本県の地域特性に立脚した5つの提言を行うことにした。

提言を取りまとめるにあたり、当会議では起草委員会を立ち上げ、10回にわたり答申文案を検討し、随時全体会に諮ることとした。また協議を深めるため、事務局による実態調査や社会教育関係団体代表に対するヒアリング、県立青少年の家（名護青少年の家・石川青少年の家・糸満青少年の家）視察及び施設長との意見交換を行い、実態の把握に努めた。一年目の調査結果は「中間まとめ」として県教育長へ報告した。

審議を進めるうち、諮問の対象である青少年教育施設を県立青少年の家に絞り、その現況と課題について審議することにした。そして、我が国における社会教育の喫緊の課題である「人づくり」に加えて「つながりづくり」、さらに「地域づくり」に果たす県立青少年の家の役割を明示することに努めた。また、本県独自の素晴らしい自然や「万国津梁」に見る歴史的背景、築き上げられてきた独自の琉球文化等への再認識の必要性、そして「平和」を希求する県民性の継承と発展に果たす青少年の家の役割と課題も明確化することに努めた。

答申文案の策定中、新型コロナウイルス感染症に関する対応が発生し、日常生活に多大な

影響を与えた。当会議でも起草委員会のオンライン開催や書面での意見交換など、会議の持ち方を工夫しながら審議を進めてきた。今般のコロナ禍により、県民の健康保持や青少年の体験活動、そして「誰一人として取り残さない」包摂的な社会を実現することが困難になりつつある。しかし、社会全体にパラダイムシフトを迫るポストコロナ時代においては、主体的な学びや多様な人々の協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出す「社会を生き抜く力」が今まで以上に求められている。この点でも、新しい生活様式に対応した安全安心で、多様な体験活動の機会と場を提供する県立青少年の家の果たすべき役割は今後ますます大きくなっていくと考える。

また、健康寿命が伸び、人生100年時代と言われる長寿化の中で充実した人生を送るには、必要な時に必要な学びを通じて成長し、心身の健康を保持しながら活動できるような多様な学びの機会を提供する必要がある。人生100年時代に対応するジブンナーを育成するという視点から考えると、県立青少年の家を生涯学習推進施設として活用することは意義のあることである。

県教育委員会においては、県立青少年の家の機能充実に向けた人事面での配慮や名称変更、Society5.0に向けたデジタル化の推進など、社会の変化を見据えた柔軟な対応をお願いする。

県内6つの県立青少年の家では、厳しい状況の中、指定管理制度の利点を活かして魅力ある事業や活動プログラムを開発し、県民の体験活動の充実に多大な貢献を果たしている。新たな地域づくりの担い手の育成に向け、県立青少年の家がその有する機能や人材を遺憾なく発揮できるよう、次期沖縄県教育振興基本計画や沖縄県生涯学習推進計画の中に今回の提言内容を取り入れることを期待して答申とする。

参考資料

1. 諮問文
2. 沖縄県社会教育委員の会議 名簿
3. 沖縄県社会教育委員の会議 審議経過
4. 調査①「教育支援センター(適応指導教室)の支援活動について」
様式及び結果概要
5. 調査②「社会教育関係団体の現状と課題について」様式及び結果概要
6. 表「県立青少年の家の主催事業・自主事業・受入事業の内訳」

1 諮問文

沖縄県教育委員会諮問 第1号

沖縄県社会教育委員の会議

新しい地域づくりの担い手の育成に向けて（諮問）

社会教育法第17条第1項第2号の規定に基づき、次の事項について諮問します。

新しい地域づくりの担い手の育成に向けた今後の青少年教育施設の在り方について

平成31年4月26日

沖縄県教育委員会



(理由)

我が国は、少子化による人口減少や人生 100 年時代といわれる長寿化の中で、新たな社会の姿として Society5.0 の実現が提唱されるなど、大きな社会の変化を迎えようとしている。

こうした流れを受け、中央教育審議会は平成 30 年 12 月に「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」を答申した。答申では、まず第 1 部において、人口減少や地域社会が衰退する中、住民参画による地域づくりがこれまで以上に求められるとし、多様な主体と連携・協働を図りながら個人の成長と地域社会の発展を目指す「開かれ、つながる社会教育」という新たな社会教育の方向性を示している。第 2 部では、今後の社会教育施設に求められる役割として、従来の学習と活動の拠点としてだけでなく、住民主体の地域づくり、持続可能な共生社会の構築に向けた取組の拠点としての役割も提唱している。その背景として、生きづらさを抱えた人々も含む全ての住民に開かれ、学びを通して社会につなげる場としての役割が各社会教育施設に求められており、取り分け、青少年教育施設に関しては、体験活動の機会と場を提供して青少年の健全育成を図るという従来の役割に加えて、様々な悩みを抱える若者を対象とした相談や自立支援、引きこもりや非行少年の自立支援等の役割が求められるようになっている。

本県においても、第三次沖縄県生涯学習推進計画（後期）の中で、「潤いと生きがいのある生涯学習社会“おきなわ”の実現」を掲げ、「ひとづくり」と「まちづくり」の循環を図る生涯学習社会の実現に向けて事業を推進しているところであり、生涯学習を推進する施設として県内の青少年教育施設を位置づけている。

次世代の親となる青少年の健全育成は、県教育委員会の主要施策の一つであり、平成 30 年度の沖縄県社会教育委員の会議において取りまとめていただいた研究調査「学校、家庭及び地域住民等の相互の連携・協力に向けて」の中でも、青少年の健全育成に関する取組を地域ぐるみで継続的・創造的に行い、青少年が地域の活動に主体的に参画する気運づくりを進める必要性が指摘されているところである。

以上のことから、新しい地域づくりの担い手の育成に向けた今後の青少年教育施設の在り方について、社会の変化やニーズに応じた「生涯学習の推進及び青少年の自立支援の拠点としての青少年教育施設」という観点で、次の 3 点について御審議いただきたい。

- (1) 生涯学習の推進に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
- (2) 青少年の自立支援に向けた青少年教育施設の役割と在り方について
- (3) 青少年教育施設と地域、家庭、学校との連携、協働の在り方について

沖縄県社会教育委員名簿（順不同）

（任期2年：平成31年4月1日～平成33年3月31日）

No	氏名	所属等	
1	森田 孟則	沖縄県社会教育委員連絡協議会長 元北中城村教育委員会教育長	議長
②	宮城 能彦	沖縄県社会教育委員連絡協議会副会長 沖縄大学教授	副議長
③	津留 健二	沖縄女子短期大学名誉教授	委員
4	山中 久司	元県教育庁義務教育課長	委員
5	比嘉 悦子	NPO法人 沖縄県児童文化福祉協会理事長	委員
6	西村 友三郎	学校法人育英義塾学園理事長 育英義塾幼稚園長	委員
7	新垣 吉宗	元嘉手納町立図書館 司書	委員
⑧	末吉 司	合同会社ヒコプラス設立代表 元名護市社会教育委員	委員
⑨	比嘉 恵子	読谷村社会教育委員 副議長	委員
10	新垣 希	久米島町社会教育委員	委員
⑩	古謝 久子	南城市社会教育委員 島尻地区社会教育委員連絡協議会副会長	委員
12	與那嶺敏之	宮古島市社会教育委員 議長 宮古地区社会教育委員連絡協議会会長	委員
13	大濱 民江	石垣市社会教育委員 議長 八重山地区社会教育委員連絡協議会会長	委員

※ ○は起草委員

沖縄県社会教育委員の会議 審議経過

年度	会議等	開催日	主な審議内容
令和元年度	「諮問文」手交式	4月26日(金)	沖縄県教育委員会より諮問を手交
	第1回社会教育委員の会議	4月26日(金)	諮問内容の確認、審議の進め方について、起草委員について
	第1回起草委員会	6月19日(水)	①県立糸満青少年の家視察、②骨子案の方向性について
	第2回社会教育委員の会議	7月12日(金)	①中間報告に向けた意見交換、②調査様式の検討
	第2回起草委員会	9月12日(木)	①県立名護青少年の家視察、②骨子案の検討
	調査①	9月18日～12月11日	市町村における教育支援センターの支援活動について
	調査②	10月3日～12月18日	社会教育関係団体の現状と課題について
	第3回起草委員会	11月15日(金)	①沖縄県婦人連合会との情報交換会、②「中間まとめ(案)」について
	第4回起草委員会	12月19日(木)	中間まとめ(案)について
	第3回社会教育委員の会議	1月10日(金)	中間まとめ(案)について
	第4回社会教育委員の会議	2月26日(水)	中間まとめ(案)について
	「中間まとめ」報告	3月16日(月)	
令和二年度	第1回起草委員会	6月4日(木)	①答申素案について、②今後の審議の方向性について
	第2回起草委員会	6月30日(火)	答申素案の検討
	第1回社会教育委員の会議	7月17日(金)	答申への方向性について
	第3回起草委員会	8月4日(火)	諮問事項(1)の審議
	第4回起草委員会	8月18日(火)	諮問事項(3)の審議
	第5回起草委員会	9月16日(水)	①各県立青少年の家所長との情報交換、②諮問事項(2)の審議
	第6回起草委員会	12月8日(火)	答申案の検討
	第2回社会教育委員の会議	1月22日(金)	答申案の検討
	答申手交式	3月9日(火)	

市町村における教育支援センターの支援活動について(調査)

方法: 当てはまる項目の数字に○をしてください。筆記の箇所は簡単でよろしいのでご記入ください。

締切: 令和元年〇〇月〇〇日(〇(調査用紙は2枚あります))

I 市町村名	市・町・村	
II 記入(担当)者・課等	氏名:	課等:
III 電話番号・FAX番号	電話:	FAX:
IV 記入者Eメールアドレス		

【1】現在、教育支援センター(適応指導教室)を設置していますか。

1. 設置している 2. 設置していない

※「1. 設置している」に○をつけた方→【2】、【4】へ
 ※「2. 設置していない」に○をつけた方→【3】、【4】へ

【2】【1】で「1. 設置している」に○をつけた方へ

(1) 教室名があれば教えてください。 教室名:

(2) 現在、当教室を利用している児童・生徒数を教えてください。

小学生:()名 中学生:()名 高校生:()名

(3) 関係職員の人数を教えてください。

1. 所長…()名 2. 指導主事…()名 3. 臨床心理士…()名
 4. その他…職名:()名

(4) 体験活動についてお聞きします。

① 支援活動の中に体験活動は含まれていますか。

1. 含まれている 2. 含まれていない

②①で「1. 含まれている」に○をつけた方へ

(ア) 体験活動としてどのようなものがありますか。(複数回答可)

1. スポーツ活動 2. 文化的・芸術的・製作的活動 3. 自然体験活動
 4. 社会体験活動 5. ボランティア活動

(イ) 体験活動を実施する上で課題はありますか。

1. ある 2. ない

(ウ) (イ)で「1. ある」に○をつけた方へ

どのような課題がありますか。(下の欄に記入してください)

- 【3】【1】で「2. 設置していない」に○をつけた方へ
(1)現在、何らかの形で不登校の児童生徒を支援していますか。
1. 支援している 2. 支援していない

※「1. 支援している」に○をつけた方→(2)へ
※「2. 支援していない」に○をつけた方→【4】へ

- (2)不登校の児童生徒に対して、どのような対応をしていますか。(複数回答可)
1. 学校の空き教室や教育相談室等で支援活動を行っている。
2. 地域の公共施設等で支援活動を行っている。
3. その他()

- 【4】青少年の家との連携事業について
(1)教育支援センター(適応指導教室)と連携して不登校児を対象に体験活動を行っている
沖縄県立青少年の家があります。このことはご存じですか。
1. 知っている 2. 知らなかった
(2)近隣の青少年の家が市町村と連携して体験活動を支援する体制が整った場合、当施設を
利用しますか。
1. 利用する 2. 利用しない
(3)(2)で「1. 利用する」に○をつけた方へ
どのような連携や体験活動を望みますか。(下の欄に記入してください)

- (4)(2)で「2. 利用しない」に○をつけた方へ
その理由を教えてください。(下の欄に記入してください)

【自由記述・ご意見ご要望等】

以上です。御協力ありがとうございました。

調査①「教育支援センター（適応指導教室）の支援活動について」

1. 調査対象：41市町村、2施設（「てるしの」、「しののめ教室」）
2. 調査期間：令和元年9月18日～12月11日
3. 調査方法：質問紙形式
4. 回答状況：全市町村全施設

【1】現在、教育支援センター（適応指導教室）を設置していますか。

1. 設置している（17）
2. 設置していない（26）

【2】【1】で「1. 設置している」に○をつけた方へ

（4）体験活動についてお聞きします。

①支援活動の中に体験活動は含まれていますか。

1. 含まれている（15）
2. 含まれていない（2）

②①で「含まれている」に○をつけた方へ

（ア）体験活動としてどのようなものがありますか。（複数回答可）

1. スポーツ活動（13）
2. 文化的・芸術的活動（14）
3. 自然体験活動（14）
4. 社会体験活動（8）
5. ボランティア活動（5）
6. その他（1）

（イ）体験活動をする上で課題はありますか。

1. ある（13）
2. ない（2）

※（1）～（3）は組織体制と在籍状況に関する質問のため、割愛

(ウ) (イ) で「1. ある」に○をつけた方へ

どのような課題がありますか。

- ①遠方に出かける際、公用車の状態があまり良くないので不安がある。
- ②小学生と中学生の教育的ニーズの違いによる活動内容の設定
- ③体験活動へのモチベーションの持たせ方
- ④専用の場（調理実習室、レク、多目的教室）の確保
- ⑤体験活動における講師派遣等の予算
- ⑥保護者徴収（負担金）※市町村によって異なる。
- ⑦活動する上での予算（移動手段や予算）
- ⑧指導者（講師）との連絡・調整 ・施設の借用について
- ⑨体験活動の児童生徒の送迎は保護者の為、保護者の負担が大きい。
- ⑩児童生徒の出席が一定していないので、計画しても実施することがむづかしい時がある。
- ⑪活動中並びに移動の際の安全確保と保障の体制
- ⑫材料費が全て自費であること、少人数のため活動が限られていること

【3】【1】で「2. 設置していない」に○をつけた方へ

(1) 現在、何らかの形で不登校の児童生徒を支援していますか。

1. 支援している (14) 2. 支援していない (12)

(2) 不登校の児童生徒に対して、どのような対応をしていますか。(複数回答可)

1. 学校の空き教室や教育相談室等で支援活動を行っている。(8)
2. 地域の公共施設等で支援活動を行っている。(3)
3. その他 (6)

- ①SSW や教育相談員による家庭訪問や教育相談
- ②一括交付金事業を活用しての地域支援員〔学校へ配置〕による支援を行っている。
- ③相談員が学校と連携し、家庭訪問を行っている。
- ④青少年センターで学習支援を行っている。
- ⑤SC、SSW、小中アシスト相談員、スクールサポーター等、組織的対応
- ⑥不登校生徒宅へ教員が学習指導の為に訪問している。

【4】 青少年の家との連携事業について

(1) 教育支援センター（適応指導教室）と連携して不登校児を対象に体験活動を行って

いる沖縄県立青少年の家があります。このことはご存じですか。

1. 知っている (18) 2. 知らなかった (25)

(2) 近隣の青少年の家が市町村と連携して体験活動を支援する体制が整った場合、当施

設を利用しますか。

1. 利用する (30) 2. 利用しない (13)

(3) (2)で「1. 利用する」に○をつけた方へ

どのような連携や体験活動を望みますか。

- ①家庭（保護者）・学校・地域支援員・委員会・児童生徒間のコーディネートを行い、校内においても様々な体験活動を行ってほしい。
- ②交通手段の確保（貧困世帯の割合が高く、各家庭で通えないことが多い）
- ③他と協力して行う体験活動（青少年の家にある素材を活用）
- ④学校復帰プログラムがあるといい。
- ⑤青少年の家で実施している体験プログラムを不登校児を対象としたプログラムとしても取り組んでほしい。（野外炊飯・もの作り等）
- ⑥家庭への訪問や体験場所までの送迎
- ⑦スクールソーシャルワーカーと連携し、活動をとおして居場所となることを期待したい。
- ⑧心因性による不登校児童生徒が多いので、人との関わりが少ない活動（もの作り、パソコン教室等）から徐々に関わる機会を増やしたい。
- ⑨同年齢、異年齢との共同体験（登山、キャンプ、その他レクリエーション）を通して、望ましい対人関係等を身につけさせたい。
- ⑩野外活動の専門家による自然の動植物の観察体験や野外調理実習等々（当センター施設内では体験できない活動）
- ⑪レク・スポーツ活動（SST、交流活動）、自然体験活動（1泊2日）、制作活動
- ⑫交流スポーツや交流体験活動
- ⑬教室では施設が整備されていないので出来ないもの（調理など）
- ⑭自然体験活動や社会体験活動を希望したい
- ⑮山登り、キャンプファイヤー

- ⑰宿泊体験、野外炊飯、自然体験、レクリエーション
- ⑱現況を確認し、児童・生徒に合った活動を連携していただくことを望みます。
- ⑲学校からの要望等をふまえながら連携を密にしていきたい。その際、「連絡協議会」等を設けながら連携を図っていかれたらと感じます。
- ⑳他者との関わり・交流を活かした集団体験活動
- ㉑他の人との交流が苦手な子どもが多いので、集団活動でいろいろな人と交流させたい。
- ㉒自然体験活動・ものづくり
- ㉓現在、石垣青少年の家と連携して体験活動（イモ植え、収穫、調理実習、カヌー体験）をしている。
- ㉔児童生徒のキャリア意識を高める活動があるとありがたいです。学校に登校できないので、進路指導を含め、将来の生き方を考えたり、友だちと意見を交流したりする場に恵まれないのが課題です。
- ㉕キャンプなどの自然体験

(4) (2)で「2. 利用しない」に○をつけた方へ

その理由を教えてください。

- ①送迎の問題がある。この問題が解決できるのであれば利用したい。
- ②職員数が不足である。
- ③不登校から復帰できると島に住んでいるケースもある。利用するのではなく、利用される側にある為。
- ④本務の職員が配置してなくて、まだ体験活動を支援する体制が整っていないため。
- ⑤週3回午前中のみ関わりなので、今のところ考えていない。
- ⑥村内に青少年の家がなく、物理的に不可能な為。しかし、離島でも支援が出来るような体制であれば利用したい。
- ⑦施設（青少年の家）が島内になく、利用するために移動する飛行機等の交通費、宿泊費や引率、該当児童生徒や保護者の負担が予想される。
- ⑧不登校の人数が少数、離島ということもあり、不登校支援の方法として青少年の家での体験活動が必ずしも有功とは思えないため。
- ⑨島内にいない。

【自由記述・ご意見ご要望等】

- ①国立青少年交流の家「いきいき自然体験キャンプ」3泊4日の事業に参加し貴重な充実した日々を過ごすことができましたが、初めて参加する生徒には大変不安が大きく（期間が長い、離島で何かあったらすぐに帰れない）感じた。事前学習もかねて近隣の青少年の家で宿泊体験できればと思った。
- ②施設が遠方にあるため、保護者送迎ができる世帯が少なく、利用者が少ない。
- ③島尻教育事務所の「しのめ教室」に通っている生徒がいる。
- ④本町は9つの有人島に公立小中学校13校が点在する多島町である。児童生徒は島々独自の年中行事に参加するなど環境に恵まれ、地域に見守られながら健やかに学校生活を楽しんでいる。しかし、情報社会の昨今、児童生徒を取り巻く環境が変化する中、本町においても起こりうる様々な事案に対応できる整備を関係機関と連携のもと情報を共有し、システム化する必要もある。
- ⑤他の機関との調整や研修会などのため、担当が年60回以上出張している現状があります。負担軽減に御配慮いただけると助かります。

社会教育関係団体の現状と課題について(調査・本部用)

方法: 当てはまる項目の数字に○をしてください。筆記の箇所は簡単でよろしいのでご記入ください。

締切: 令和元年〇〇月〇〇日(〇(調査用紙は2枚あります))

I 団体名		
II 記入(担当)者・課等	氏名:	課等:
III 電話番号・FAX番号	電話:	FAX:
IV 記入者Eメールアドレス		

【1】現在の組織の状況を教えてください。

(1)本部の役員体制

--

(2)職指定の別公務(例: 県の〇〇委員会委員、県立博物館の協議会委員など)

--

(3)会員数

	名
--	---

(4)収入項目の内訳(答えられる範囲内で結構です。例: 会費、補助金など)

--

(5)支部のある市町村の番号に○をつけてください。

1	国頭村	11	伊是名村	21	西原町	31	与那原町
2	大宜味村	12	恩納村	22	浦添市	32	南風原町
3	東村	13	うるま市	23	那覇市	33	渡嘉敷村
4	今帰仁村	14	読谷村	24	久米島町	34	座間味村
5	本部町	15	嘉手納町	25	南大東村	35	栗国村
6	名護市	16	沖縄市	26	北大東村	36	渡名喜村
7	宜野座村	17	北谷町	27	豊見城市	37	宮古島市
8	金武町	18	宜野湾市	28	糸満市	38	多良間村
9	伊江村	19	北中城村	29	八重瀬町	39	石垣市
10	伊平屋村	20	中城村	30	南城市	40	竹富町
						41	与那国町

調査②「社会教育関係団体の現状と課題について」

- | |
|--|
| <p>1. 調査対象：14 団体（社会教育関係団体連絡協議会構成団体）</p> <p>2. 調査期間：令和元年 10 月 3 日～12 月 18 日</p> <p>3. 調査方法：質問紙形式</p> <p>（※沖縄県 PTA 連合会、沖縄県子ども会育成連絡協議会、沖縄県公民館連絡協議会、日本ボーイスカウト沖縄県連盟、ガールスカウト沖縄県連盟は聞き取り調査）</p> <p>4. 回答状況：全団体</p> |
|--|

【1】現在の組織の状況について教えてください。

(1) 本部の役員体制・・・割愛

(2) 職指定の別公務

沖縄県高等学校 P T A 連合会
県の奨学生選考委員等多数

沖縄県 P T A 連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県社会教育関係団体連絡会会長 ・ 健康長寿おきなわ復活県民会議委員 ・ 沖縄県青少年育成県民会議評議員副会長 ・ 国立沖縄青少年交流の家施設業務運営委員会委員 ・ 沖縄県国際交流・人材育成財団評議員 ・ 沖縄県児童生徒体力向上推進委員会委員 ・ 沖縄県学校保健会副会長

沖縄県子ども会育成連絡協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ C G G 運動沖縄県実行委員会会員 ・ 健康長寿おきなわ復活県民会議委員 ・ 国立沖縄青少年交流の家運営委員 ・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員 ・ 沖縄県青少年育成県民会議理事 ・ 沖縄県青少年保護育成審議会委員

沖縄県婦人連合会
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県教科用図書選定審議会委員 ・ 沖縄県果物卸売市場審議会委員 ・ 社会福祉法人沖縄県社会福祉協議会理事 ・ 沖縄県生コンクリート品質管理監査会議委員、他 6 つ ・ 沖縄県振興審議会委員 ・ 社会福祉法人沖縄県共同募金会理事 ・ 沖縄県消費生活審議会委員

沖縄県青年団協議会
<ul style="list-style-type: none"> ・ C G G 運動沖縄県実行委員会会員 ・ その他、多数 ・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員

沖縄県公民館連絡協議会	
・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員	・ CGG 運動沖縄県実行委員会委員
・ 沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会理事	・ めんそーれ沖縄県民運動推進協議会会員
・ “社会を明るくする運動” 沖縄県推進委員会委員	

日本ボーイスカウト沖縄県連盟	
・ 沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会長	・ CGG 運動沖縄県実行委員会会員
・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員	

ガールスカウト沖縄県連盟	
・ 沖縄県体験の風をおこそう運動推進協議会委員	・ CGG 運動沖縄県実行委員会会員
・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員	

沖縄県ユネスコ協会	
・ CGG 運動沖縄県実行委員会会員	・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員

沖縄県社会教育委員連絡協議会	
・ CGG 運動沖縄県実行委員会委員	・ 沖縄県社会教育関係団体等連絡会委員
・ 沖縄県立博物館・美術館協議会委員	・ 沖縄子ども未来県民会議委員

沖縄県青少年育成県民会議	
・ 沖縄県青少年保護育成審議会会長	

沖縄県老人クラブ連合会	
・ 沖縄県医療推進協議会 他 20 団体	

沖縄県特別支援学校 P T A 協議会	
・ 沖縄県教科用図書選定審議委員	

※ (3) ~ (5) は割愛

【2】 貴団体が抱える課題について教えてください。

(1) 現在、課題と考えているものに○をつけてください。(複数回答可)

1. 会員数 (9) 2. 役員のなり手 (8) 3. 予定行事の参加状況 (5)
 4. 予定行事の数 (0) 5. 周囲の理解 (2) 6. 予算状況 (11) 7. その他 (2)

(2) (1) について、補足すべき事項がありましたらご記入ください。

沖縄県高等学校 P T A 連合会	
・ 少子化に伴う会員数の減少	

沖縄県 PTA 連合会

- ・単位 PTA においては、会長のなり手がいないという課題がある。(同じ人が何年もやっている)
- ・研究大会は 1,200 名の参加があるが、スマホルール・シンポジウムや食育シンポジウムに関しては参加が芳しくない。
- ・今後は、会費の改定や行事のスリム化などを検討する必要がある。

沖縄県子ども会育成連絡協議会

- ・相性もあり、役員を決めることが難しい。
- ・会員が増えれば、役員候補者も増えることになる。
- ・県外の大会へは自己負担でお願いしている状況である。県からの補助があると助かる。
(かつては会員数が多かったこともあり、旅費の補助があった。その結果、30～40 名の参加があった。現在は 15～16 名にとどまる。)
- ・本県の課題は他県に行くときの旅費が高額になるということ。(他県は 2 万程度)
- ・予定行事の数は適切と考える。

沖縄県婦人連合会

- ・会員増員(若い会員増員のために)レク講習、学習等について要望を聞き、出来る事から始めて参加可能者を各地区婦人会へフォローをお願いしている。
- ・私の目標、婦人会活動を通してプラスになった事業を地域の活動へ取り入れていただき、沖縄県婦人連合会の会員の方々が光輝く太陽のような明るい婦人会を目指し、女性の資質向上へつなげていく事を願っている。

沖縄県青年団協議会

- ・県内青年会の県組織として役割は多数あるが、市町村青年団の休会や地域青年会の活動も休止になるなど会員減少の影響も大きくある。県組織として支援や青年会の魅力を発信する事業を展開したいが、現在の財政状況では限界があり、役員が負担するなどの対応をしている状況もあり、次世代にそのまま引き継ぐにはあまりにも酷である。
- ・2017 年度に県議会に陳情を提出して支援の要請を行っているが、音沙汰もなく、不信・不快感しかわかない。社会教育団体に補助する制度がないのはわかるが、ほとんどの団体で問題を抱えていると思うのに、制度を作る仕事ができないのか?
- ・現在、経費削減を行っているが、次年度以降、全国組織である日本青年団協議会への参加をせず(脱会・休会)の方向で検討しております。非常に残念な事態です。

沖縄県公民館連絡協議会

- ・地区によって活動状況に温度差がある。

日本ボーイスカウト沖縄県連盟

- ・児童生徒の通う学校が公立・市立のほか学期制も異なることがあり、予定行事の日程調整が難しくなっている。
- ・かつては地域の有力企業が育成団体として団体の活動に協力してくれていたが、今はこうした企業がない。
- ・組織のシステムとしてはよく出来ている。

ガールスカウト沖縄県連盟

- ・施設借用の際、使用料金が高い。
- ・キャンプは青少年の家や篤志家が提供する野営場で行う。

沖縄県ユネスコ協会

- ・行事の参加対象がほぼ小・中・高の児童・生徒であるため、当協会の一般会員が参加できる事業を増やしたい。また会員には、行事の運営側としても協力して頂けるよう周知したい。

沖縄県社会教育委員連絡協議会

- ・社会教育委員制度に対する理解が自治体によって温度差がある。(活動実績がないため、予算が削減されやすい)
- ・社会教育委員を設置していない自治体が増えつつある。背景として、過疎地による人材不足や当制度に対する理解不足が考えられる。
- ・組織の機能低下がみられる地区では、研修会の実施や役員のなり手不足などの課題を抱えている。

沖縄県社会教育指導員連絡協議会

- ・周囲の理解(どのような仕事、役割をしているか?)
- ・予算状況(低予算で毎年やりくりをしているが、研修などで報償費を支払うのは予算では限りがある)

沖縄県青少年育成県民会議

- ・会費及び寄附金収入を増やして自己財源を強化する必要がある。

沖縄県老人クラブ連合会

- ・各市町村老連のクラブ活動費(補助金)が年々減額となり、財政が逼迫している。
- ・地域では朝の交通安全見守り活動や自治会の清掃活動、高齢者友愛活動等、老人クラブの活動は多岐にわたり活動している。
- ・クラブ活動に参加することで健康長寿に繋がり、医療費の負担軽減にも役立っている調査結果もある。
- ・事業の推進を図る為の予算確保が課題となっている。

沖縄県特別支援学校 PTA 協議会

- ・全体での交流スポーツ大会を計画しているが、近年、会場となる体育館が借用しにくい状況が続いており、貴重な交流の機会が持ちにくくなっている。

(3) 今後の貴団体の組織の在り方について、どのような在り方が望ましいと考えていますか。

沖縄県 PTA 連合会

- ・現在、副会長が 4 名（PTA:3 名、学校長:1 名）だが、5 名が望ましい。
- ・副会長は、4 地区から出た推薦者を本部で選考して 3 名に絞っている。その結果、役員を出していない地区が出ることになる。
- ・現在は予算の関係上、副会長を 5 名体制にすることができない。

沖縄県子ども会育成連絡協議会

- ・会員が増えること。
- ・会長を中心に三役が心を一つにして活動に取り組むこと。

沖縄県婦人連合会

- ・楽しく、明るく、活動も楽しく、皆さん（会員）の要望を大切にしたい。

沖縄県青年団協議会

- ・全面的な会則改正を行い、県内青年団の結束を図ります。沖縄が抱える問題は多くあるが、社会教育を通じて学ぶこと、青年層での経験は未来につながります。県からの支援補助が必要であり、全国でもトップに位置する沖縄県の青年団（会）の活動をそのまま衰退させてはいけません。

日本ボーイスカウト沖縄県連盟

- ・本来の趣旨に基づき、今後も地域に根ざした活動を継続したい。

ガールスカウト沖縄県連盟

- ・会員が増えること。 ・30～40 代の指導者が増えること。

沖縄県ユネスコ協会

- ・草の根的ではあるが、UNESCO の理念に基づき、世界的規模の平和を願い活動しています。会員にも活動に加わって頂き、組織としてユネスコの活動を発信していただけるのが理想的である。また他府県では、積極的に出前授業等を行っている。ユネスコスクール認定校やユネスコ活動を周知してもらうためにも、教育委員会と連携し、学校等へ出前授業を展開したい。

沖縄県社会教育委員連絡協議会

- ・ 現行の組織体制は望ましい在り方である。
- ・ 各市町村の社会教育委員には、自分たちが果たす役割を考える研修の機会が必要である。そのため、各地区とも定期的に研修会を企画・実施できるよう予算の確保や講師情報等に関する地区間のネットワークが必要である。
- ・ 何よりも自治体が社会教育委員制度に関する理解を深めることが必要である。教育委員との情報交換会や社会教育計画を策定する際、社会教育委員にも参画するなど当制度を活用することが望ましい。

沖縄県社会教育指導員連絡協議会

- ・ 社会教育について理解をし、各地区会員同士も交流ができればと思う。

沖縄県青少年育成県民会議

- ・ 各都道府県に青少年育成県民会議は設置されており、18 府県が公益法人である。
- ・ 本会も平成 25 年に公益社団法人の認定を受け、独立した事務局を構えている。法人の目的達成のため、事務局体制の充実強化を図りたい。

沖縄県老人クラブ連合会

- ・ 各自治体単位で老人クラブの活動を推進し、地域の活性化へ繋げたい。

【自由意見・ご意見ご要望等】

沖縄県高等学校PTA連合会

- ・ 行政との連携が必要です。今後ともご支援・ご協力をよろしくお願いいたします。

沖縄県PTA連合会

- ・ 6 年毎に離島大会があるが、前回の記録がきちんと残っていない。大会運営に関するノウハウを引き継ぐことができない。
- ・ 現在、三役の任期が短期化傾向にある。事業を継続化するには、三役が長期的に任務に就いていただけると助かる。
- ・ 令和 5 年度に九州大会を予定している。今後は県担当と連携を図り、大会運営に関する補助金をお願いしたい。

沖縄県子ども会育成連絡協議会

- ・ 旧来の子ども会がなくなる一方、新興住宅地を中心に子ども会を新たに結成している所もある。
- ・ 市町村合併に伴い、子ども会が減少している。主な要因としては育成者側の人間関係にある。
- ・ 子ども会は異年齢交流の場であり、楽しい活動である。しかし周りの大人が役員になることを懸念して、積極的に関わることができない。本来楽しい活動であることを理解してほしい。

沖縄県婦人連合会

- ・ 会員全体が光輝く太陽になってほしい。

沖縄県青年団協議会

- ・ 県などの協議を行いたい。現在専従の事務局を雇えず、日中は事務所不在である。役員も皆当たり前に仕事をし、家庭を持ち普通の生活もしながら活動を行っている。県政としてその仕事の役割を持ち対応を願いたい。

日本ボーイスカウト沖縄県連盟

- ・ 米軍基地内のボーイスカウト団体（BSA）との交流活動を続けている。
- ・ 各団とも規模が小さくなっているため、県連盟行事で各団を集め交流を深めている。
- ・ 小学校のクラブ活動で、防災のノウハウを教える出前講座を実施している自治体がある。
- ・ 沖縄少年院内に団（沖縄第2団）がある。全国では現在沖縄のみ。

ガールスカウト沖縄県連盟

- ・ 施設利用の際、減免措置があると助かる。
- ・ 放課後子ども教室などを支援することがあるが、今後も学校と関わりを持った活動を行うことができると考えている。

沖縄県ユネスコ協会

- ・ 沖縄県社会教育功労表彰では、社会教育に携わる方々の大きな励みになると感じています。当協会においてもご尽力を頂いた個人に対し、感謝を表す最大の場と認識しています。

沖縄県青少年育成県民会議

- ・ 本会及び関係団体の市町村青少協の構成団体は、子ども会・青年会・婦人会・自治会等の青少年関係団体である。
- ・ 本会及び市町村青少協の青少年健全育成運動「地域の子は地域で守り育てる」の強化とは、すなわち青少年団体の充実強化が最優先すると認識する。

沖縄県老人クラブ連合会

- ・ 県老連を通し市町村老連の活動を支援するため、補助金を要望したい。

沖縄県特別支援学校PTA協議会

- ・ 年度が変わる際に、役員のリレーの引き継ぎを確実にしようお願いします。

表 県立青少年の家の主催事業・自主事業・受入事業の内訳

1. 主催事業・自主事業

イベント項目	イベント細目	名護		糸満		石川		玉城		宮古		石垣	
		主	自	主	自	主	自	主	自	主	自	主	自
家庭教育の充実	・ファミリーキャンプ等	○	○	○		○	○	○	○	○	○		
	・通学合宿							○		○			○
	・チャレンジキャンプ		○	○	○	○				○			
	・青少年の家まつり		○					○		○	○	○	
	・工作・料理教室		○			○	○		○				○
	・学習支援										○		
	・不登校支援・子どもの貧困対策			○							○		○
文化活動の推進	・史跡めぐり				○	○	○						
	・郷土文化体験講座						○			○			○
	・学習講座			○	○			○	○	○	○		
国際交流・協力の推進	・日米交流キャンプ	○		○									
福祉と安全のまちづくり	・福祉研究会			○									
	・防災プログラム	○					○		○				
郷土の自然及び環境学習の推進	・星空観察会		○		○	○		○		○			○
	・ホテル観察会		○	○		○							
	・自然観察会	○	○		○	○			○	○	○		○
	・収穫体験										○		
	・環境学習		○						○				
健康づくり・スポーツ活動の推進	・ウォーキング・サイクリング	○			○				○	○			
	・登山		○				○						○
	・カヌー体験					○		○					○
	・スポーツ・体操		○		○		○				○		
	・スポーツ講話			○									
ボランティア活動の推進及び産業に関連した学習機会の提供	・キャリア教育		○	○	○								
	・指導者養成講座					○		○	○				
	・ボランティア活動	○	○	○							○		

2. 受入事業

		R1		主な利用団体
		延べ数	割合(%)	
名護	学校教育	14,605	47.1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学
	社会教育	2,052	6.7	日本宇宙少年団等
	その他	14,332	46.2	スポーツクラブ、登山、子ども会、学童クラブ、保育園
	計	30,989	100.0	
糸満	学校教育	27,446	60.3	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援、大学
	社会教育	13,967	30.5	社会教育関係団体(子ども会等)、スポーツクラブ等
	その他	4,233	9.2	福祉関係団体(放課後児童デイサービス等)
	計	45,646	100.0	
石川	学校教育	23,835	54.2	小学校、中学校、高等学校、特別支援、大学
	社会教育	1,840	4.2	社会教育関係団体(婦人会等)、スポーツ協会等
	その他	18,325	41.6	登山、サークル、保育園
	計	44,000	100.0	
玉城	学校教育	9,180	38.1	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援、大学
	社会教育	1,874	7.8	社会教育関係団体(ボーイスカウト等)
	その他	13,067	54.1	自然散策、保育園、学童クラブ
	計	24,121	100.0	
宮古	学校教育	4,222	17.1	幼稚園、小学校、高等学校、大学
	社会教育	6,707	27.1	新体操教室、健康教室
	その他	13,777	55.8	自然散策、サイクリング、退職校長寿会、保育園、等
	計	24,706	100.0	
石垣	学校教育	8,166	28.9	小学校、中学校、高等学校、特別支援、大学
	社会教育	11,911	42.1	社会教育関係団体(ガールスカウト等)、スポーツクラブ等
	その他	8,205	29.0	NPO法人、サークル、
	計	28,282	100.0	